

# 瑞穂町行政評価委員会 第5回補助金等審査分科会 次第

日 時 平成24年2月2日（木）午前9時

場 所 瑞穂町民会館第1会議室

## 1 開会

## 2 議題

### 議題1 補助金等審査

（報告事項）

23報告—3 瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱の一部改正及び実施細目の制定

23報告—4 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱（一部改正）

23報告—5 瑞穂町地域福祉推進事業補助（平成24年度予算措置）

## 3 その他

## 瑞穂町行政評価委員会第5回補助金等審査分科会

## 報告事項一覧

## 1 報告事項（3件）

| 番号     | 担当課          | 補助金等名称                           | 資料 |
|--------|--------------|----------------------------------|----|
| 23報告-3 | 都市整備部<br>産業課 | 瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱の一部改正及び実施細目の制定 | 2  |
| 23報告-4 | 教育部<br>指導課   | 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱（一部改正）   | 3  |
| 23報告-5 | 福祉部<br>福祉課   | 瑞穂町地域福祉推進事業補助（平成24年度予算措置）        | 4  |

様式

## 補助金等の創設に係る審査書

|                           |  |                           |                           |                         |                           |
|---------------------------|--|---------------------------|---------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 補助金等名称                    | 瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱の一部改正及び実施細目の制定   |                           |                           |                         |                           |
| 担当部署                      | 都市整備部産業課農政係  |                           |                           |                         |                           |
| 担当者名                      | 石塚 幸雄  |                           |                           |                         |                           |
| 補助対象                      | 瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱に準ずる農業経営者及び農業者団体等  |                           |                           |                         |                           |
| 規程等                       | 瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱<br>瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱実施細目   |                           |                           |                         |                           |
| 事業概要                      | <p>〔都市農業経営パワーアップ事業〕</p> <p>農業者の経営を向上させるための施設や生産基盤の整備への支援である。町長が特に必要と認めた場合、新たに設けた実施細目の対象者に対し、補助率を現在の6/10から7/10へ引き上げるものである。</p> <p>補助対象としては、先駆的な事業を実施し、町の農業発展に貢献する認定農業者又はそれを目指している農業者となる。</p>  |                           |                           |                         |                           |
| 補助の必要性                    | <p>農業就業人口の高齢化や減少が進む中、農業に対して本気に取り組んでいる有望な担い手農業者の自己負担を抑えつつ、若手の育成と生産基盤の整備を同時に早期実現させるためである。</p>  |                           |                           |                         |                           |
| 補助金額                      | <p>平成 24 年度は 1 事業実施予定。事業費 1,500 万円。</p> <p>1,500 万円の補助割合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">東京都補助<br/>5/10<br/>(750 万円)</td> <td style="text-align: center;">町補助<br/>2/10<br/>(300 万円)</td> <td style="text-align: center;">農業者負担<br/>3/10<br/>(450 万円)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">7/10 (1,050 万円)</p> |                           | 東京都補助<br>5/10<br>(750 万円) | 町補助<br>2/10<br>(300 万円) | 農業者負担<br>3/10<br>(450 万円) |
| 東京都補助<br>5/10<br>(750 万円) | 町補助<br>2/10<br>(300 万円)  | 農業者負担<br>3/10<br>(450 万円) |                           |                         |                           |

**補助割合**

事業費 500 万円ごと、7/10 以内の補助。

例：事業費 600 万円の場合（500 万円の補助割合）

|                           |                         |                           |
|---------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 東京都補助<br>5/10<br>(250 万円) | 町補助<br>2/10<br>(100 万円) | 農業者負担<br>3/10<br>(150 万円) |
|---------------------------|-------------------------|---------------------------|

例：事業費 1100 万円の場合（1000 万円の補助割合）

|                           |                         |                           |
|---------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 東京都補助<br>5/10<br>(500 万円) | 町補助<br>2/10<br>(200 万円) | 農業者負担<br>3/10<br>(300 万円) |
|---------------------------|-------------------------|---------------------------|

**実施期間**

平成 24 年度

**その他**

瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱

平成 12 年 1 月 31 日  
告示第 117 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、瑞穂町における都市農業の振興・育成及び都市環境の保全を図るため農業経営環境の整備、農業従事者の確保・育成及び農畜産物の安定確保に効果のある事業を行う農業経営者及び農業者団体等に対し補助金を交付し、町民の憩いの場となる優良な農地の確保、農業経営者の経営安定に寄与することを目的とする。

(補助事業対象)

第 2 条 この要綱で補助の対象とする事業は、前条の目的を達成しようとする事業であり、その種類・補助対象者・補助率及び補助限度額等は、別表第 1 及び別表第 2 に定めるとおりとする。ただし、町長が特に必要と認める時は、この限りでない。

(補助金額)

第 3 条 補助金の額は、予算の定める範囲内とする。

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、交付について必要な事項は瑞穂町補助金等交付規則（平成 18 年規則第 11 号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 13 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 29 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 30 日告示第 162 号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

補助対象事業とその内容等

| No. | 補助金、補助対象事業    | 補助対象者       | 補助目的  | 補助対象経費                                  | 補助率        | 補助限度額                                       |
|-----|---------------|-------------|---|---|------------|---|
| 1   | 農畜産物直売所運営費補助金 | 直売所運営委員会    | 新鮮で安全な農畜産物を地域住民に供給し、地域農業の拠点とする。   | 運営費の一部                                  |            | 3,000 千円                                    |
| 2   | 農業後継者育成       | 瑞穂の農業を守る会   | 農業後継者に農業経営及び農業技術等営農全般について、技術、知識の普及を行い、近代的な農業経営者の育成を図る。  | ①事業費<br>②会議費                            |            | 150 千円                                      |
| 3   | 農畜産物共進会補助金    | 瑞穂町農業展運営委員会 | 地域農業の振興と発展並びに地域住民との交流を図るため、農業展を開催し、その中で実施する農畜産物共進会の運営を補助する。   | 農業展・農畜産物共進会の共通経費                        |            | 200 千円                                      |
| 4   | 乳牛結核病等検査補助金   | 酪農組合        | 乳牛の結核病・ブルセラ病の発生を未然に防止することにより酪農経営の安定に寄与する。   | 検査料                                     | 検査料<br>1/2 |   |
| 5   | 畜産生産環境保全事業    | 農業経営者等      | 家畜排せつ物の適正な管理と堆肥への利用促進を図るための施設整備を行う畜産経営体等に対し助成し、もって地域環境の保全と畜産経営の安定を図ると共に、優良堆肥の耕種農家への供給等により持続型農業の普及、推進に資するものとする。(東京都補助事業) | 東京都畜産振興総合対策事業実施要綱(昭和62年61労経農蓄第816号)による。 | 6/10 以内    | 東京都畜産振興総合対策事業費補助金交付要綱(昭和62年61労経農蓄第816号)による。 |

|   |                |        |   |   |                                |   |
|---|----------------|--------|---|---|--------------------------------|---|
| 6 | 都市農業経営パワーアップ事業 | 担い手農業者 | 高い経営意欲を持った農業者に対し、農業施設の整備への支援や、経営コンサルタントなどの専門家による助言を行い経営目標の実現を促進していく(東京都補助事業)。 | 都市農業経営パワーアップ事業実施要綱(平成22年21産労農振第1873号)による。 | 事業費<br>5,000千円<br>ごと<br>6/10以内 | 都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付要綱(平成22年21産労農振第1873号)による。 |
|---|----------------|--------|---|---|--------------------------------|---|

別表第2（第2条関係）

畜産生産環境保全事業（都市畜産環境整備事業）対象施設等

|   | 対象施設           | 施設機械名   | 用途等                            |
|---|----------------|---|--------------------------------|
| 1 | 家畜ふん尿貯蔵浄化用施設機械 | バークリーナー<br>コンベアー<br>自動除ふん機<br>ふん尿固液分離機            | 集ふん機械<br>ふん尿分離機                |
| 2 | 家畜ふん尿貯蔵浄化用施設機械 | スラリーストア<br>攪拌ばっ気装置<br>浄化槽<br>畜舎一体型汚水処理システム        | ふん尿混合液の発酵施設<br>ふん尿混合液の発酵施設     |
| 3 | 家畜ふん尿乾燥発酵用施設機械 | ハウス乾燥施設<br>発酵処理施設機械<br>堆肥舎<br>カッター<br>エネルギー利用システム | ふん乾燥用<br>ふん簡易発酵処理施設<br>副資材製造調整 |
| 4 | 環境衛生用施設機械      | 消毒用スプリンクラー<br>動力噴霧器<br>防虫網                        | 害虫等の駆除                         |
| 5 | 悪臭防止用施設機械等     | 換気装置・換気扇<br>脱臭装置<br>しゃへい樹<br>環境美化・ふれあい施設          | 畜舎の換気・脱臭等<br>汚物感の防除            |
| 6 | その他の畜産環境処理施設等  | 町長が必要と認めたもの                                       |                                |

瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱実施細目

平成 23 年 12 月 28 日

(総則)

第 1 条 瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱（平成 12 年告示第 117 号。以下「要綱という。」）第 2 条ただし書きに規定する内容はこの細目によるものとする。

(特例措置)

第 2 条 要綱第 2 条ただし書きに規定する特例措置は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 28 日から施行する。

別表(第2条関係)  
 特例措置の内容等

| 補助金、補助対象事業     | 補助対象者   | 補助目的   | 補助対象経費                                    | 補助率                            | 補助限度額   |
|----------------|---|--|---|--------------------------------|---|
| 都市農業経営パワーアップ事業 | 先駆的な事業を実施し、及び町の農業の発展に大いに貢献する認定農業者又はそれを目指している農業者 | 高い経営意欲を持った農業者に対し、農業施設の整備への支援、経営コンサルタント等の専門家による助言を行い、経営目標の実現を促進していく(東京都補助事業)。 | 都市農業経営パワーアップ事業実施要綱(平成22年21産労農振第1873号)による。 | 事業費<br>5,000千<br>円ごと<br>7/10以内 | 都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付要綱(平成22年21産労農振第1873号)による。 |

様式

## 補助金等の創設に係る審査書

|          |  |
|----------|--|
| 補助金等名称   | 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱（一部改正）   |
| 担当部署     | 教育部指導課指導係  |
| 担当者名     | 片野 宏   |
| 補助対象     | 瑞穂町立学校に在籍する児童又は生徒の保護者  |
| 規約等      | 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱   |
| 改正概要     | <p>【補助金額の増額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の臨海（林間）学校の補助金額を 1 人当たり 1,000 円から 2,500 円に増額</li> </ul> <p>【補助金額の算定方法の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の遠足・社会科見学の補助算定単位を、クラス単位と児童数単位の合算から児童数単位のみで算定する方式に変更</li> </ul> <p>1 クラス 30,000 円<br/> 児童 1 人当たり 1,000 円 } ⇒ 児童 1 人当たり 2,000 円</p> <p>【費用負担方法の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、町が公費で契約・手配しているバス・トラックの借上げを、補助金として交付し、学校側が直接手配できるようにする。</li> </ul> <p>※中学校の合唱コンクール及び音楽会</p> <p>【交付根拠の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会科見学等 ⇒ 遠足・社会科見学等（現在、遠足も等で読み替えて交付）</li> <li>・臨海学校 ⇒ 臨海（林間）学校（現在、林間学校も読み替えて交付）</li> </ul> |
| 改正の必要性   | <p>遠足・社会科見学等…1 クラス単位で補助金を交付していたが、クラスにより人数が異なるため 1 クラス単位の補助金を廃止し、児童 1 人当たりを対象とした補助金に変更したい。</p> <p>臨海（林間）学校……臨海（林間）学校の交通手段を確実に確保するために、電車からバスに平成 23 年度から変更した。バスに変更したことより、保護者負担が増額となった。保護者負担の軽減を図るため、児童 1 人当たりの補助金を増額したい。</p> <p>その他……………行事の円滑化及び交付根拠の明確化を図るため。</p>  |
| 改正する補助金額 | <p>遠足・社会科見学等…1 クラス 30,000 円、児童 1 人当たり 1,000 円<br/> →児童 1 人当たり 2,000 円</p> <p>臨海（林間）学校……児童 1 人当たり 1,000 円→児童 1 人当たり 2,500 円</p>   |
| 補助割合     |  |
| 実施期間     | 平成 24 年度より   |
| その他      |  |

## 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱一部改正（案）

（目的）

第1条 この要綱は、瑞穂町立学校（以下「学校」という。）に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、町が学校行事等に要する経費の全部又は一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図るとともに学校教育の充実に資することを目的とする。

（補助対象行事及び対象者）

第2条 補助の対象となる行事及び対象となる保護者は、次の各号とする。

- (1) 音楽会及び合唱コンクールに出席する児童又は生徒の保護者
- (2) 音楽鑑賞会に出席する児童又は生徒の保護者
- (3) 演劇鑑賞教室に出席する児童又は生徒の保護者
- (4) 校外学習に参加する児童又は生徒の保護者
- (5) 心臓検診の結果、精密検診を受診しなければならない児童又は生徒の保護者
- (6) 小・中学校長の許可を受け町外の音楽会に参加する児童・生徒の保護者
- (7) 中学校の~~課外クラブ部~~活動の一環として、各種大会に参加する生徒の保護者

（補助額）

第3条 補助金（以下「補助金」という。）の額は、別表のとおりとする。ただし、町予算の範囲とする。

（学校長への権限委任）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金申請、請求及び受領等について、補助金交付申請事務代理人選任届（様式第1号）によりその権限を学校長に委任しなければならない。

（申請）

第5条 前条の規定による委任を受け学校長は、補助金交付申請書（様式第2号）により町長に補助金の交付を申請しなければならない。

（補助金の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、内容を審査の上補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により学校長に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の通知を受けた学校長は、補助金請求書（様式第4号）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（補助金実績報告）

第8条 学校長は、補助事業が終了したときは、補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出するとともに、速やかに精算しなければならない。

2 学校長は、第2条各号に定める者に対し、速やかに補助金の使途を報告しなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（瑞穂町公立小中学校児童生徒保護者補助金（校外学習）交付要綱の廃止）

2 瑞穂町公立小中学校児童生徒保護者補助金（校外学習）交付要綱（平成2年4月1日施行）は、廃止する。

別表（第3条関係）

| 区 分          | 補 助 額  |
|--------------|--|
| 第2条第1号による保護者 | 実 費  |
| 第2条第2号による保護者 | 実 費  |
| 第2条第3号による保護者 | 実 費  |
| 第2条第4号による保護者 | 小 学 校<br>遠足・社会科見学等<br><del>1クラス</del> <del>30,000円</del><br>児童1人当たり <del>1,000円</del><br>2,000円<br>臨海（林間）学校<br>児童1人当たり <del>1,000円</del><br>2,500円<br>移動教室<br>児童1人当たり 3,000円 |
|              | 中 学 校<br>社会科見学等<br>生徒1人当たり 2,000円<br>スキー教室<br>生徒1人当たり 4,500円<br>修学旅行<br>生徒1人当たり 10,000円  |
| 第2条第5号による保護者 | 交通費の実費   |
| 第2条第6号による保護者 | 児童・生徒対外旅費として<br>西多摩連合同音楽会 実 費<br>多摩っ子コンサート 実 費   |
| 第2条第7号による保護者 | 生徒派遣旅費として<br><del>クラブ</del> 大会参加旅費 実 費<br>競技参加費として<br><del>クラブ</del> 大会参加費 実 費   |

様式

## 補助金等の創設に係る審査書

|        |   |
|--------|---|
| 補助金等名称 | 瑞穂町地域福祉推進事業（平成24年度予算措置）   |
| 担当部署   | 福祉部 福祉課 福祉係   |
| 担当者名   | 石川久江  |
| 補助対象   | 移送サービス、その他地域福祉を推進する事業で町長が必要と認めた福祉サービスを実施するため、町からの依頼を受け、多摩地域有償運送協議会および国の許可を受けた、瑞穂町の地域福祉に貢献する非営利の民間団体   |
| 規程等    | 東京都地域福祉推進事業補助要綱<br>瑞穂町地域福祉推進事業補助要綱  |
| 事業概要   | 在宅の障がい者（児）及び高齢者の通院・通所・レジャー等移動する際、低廉な価格で移送を行う。   |
| 補助の必要性 | 福祉運送は、利用者を自宅に迎えに行き、病院等目的地まで車で送迎して、その前後の乗降介助を行うサービスです。一般的に1回あたりのサービス提供に1~2時間の時間を要し、これを1日数回繰り返す程度の事業活動ですので、一般のタクシー事業と比べ、車1台あたりのサービス提供の効率が非常に悪いため、営利事業としては成り立たない。利用者にとっては、通常のタクシー料金は高額なものとの認識があるため、日常的に利用できない。障がい者及び高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスを適切に提供する必要があるが、公共輸送だけではすべての移動ニーズに対応できない現状であるため、移送サービス事業を非営利の民間団体に委ねたい。 |
| 補助金額   | 840円×3時間×248日=624,960円  |
| 補助割合   | 東京都補助金 1/2<br>624,000円×1/2=312,000円   |
| 実施期間   | 平成24年度から  |
| その他    |   |

瑞穂町地域福祉推進事業補助金交付要綱

〔平成19年3月23日〕  
告示第60号

瑞穂町地域福祉推進事業補助金交付要綱（平成15年告示第133号の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、町の区域内の社会資源を有効に活用した地域住民のニーズに応える福祉サービス等の事業に対して、その経費の一部を補助することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

（補助対象）

第2条 この補助金は、民間の非営利団体が町民に対して次に掲げる事業を行うに当たって必要な安全を確保するために要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。ただし、既存の公的制度が適用されるもの又は他の制度の補助対象となっているものは除く。

（1）移送サービス

（2）その他地域福祉を推進する事業で町長が必要と認めるもの

2 前項の事業は、町からの依頼により国等の許可等を得て行う事業とする。

（補助対象経費及び補助基準額）

第3条 この補助金の補助対象経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。

（補助金の申請等）

第4条 この要綱に基づく補助金の交付手続については、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）に定めるところによる。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 区 分                                      | 補助基準額   | 補助対象経費   |
|--|---|--|
| 1 移送サービス<br>2 その他地域福祉を推進する事業で町長が必要と認めるもの | 左欄に掲げる事業<br>1 事業について当該事業を行う団体の補助金の交付決定を受けた年度の稼働日数に840円を乗じ、さらにその額に次に掲げる基準時間を乗じて得た額と624,960円を比較して少ない方の額<br>(1)当該事業の利用会員数が50人未満のとき 2時間<br>(2)当該事業の利用会員数が50人以上100人未満のとき 3時間 | 事業を行うに当たって必要な安全を確保するために要する給料、職員手当、共済費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費）、研修費 |